

# 第202回

---

## 杉並区都市計画審議会議事録

---

令和5年(2023年)1月16日(月)

会議名		第 202 回杉並区都市計画審議会
日時		令和 5 年(2023)年 1 月 16 日(月) 午前 9 時 30 分～正午
出席者	委員	[学 識 経 験 者] 中井・村上・河島・関口 [区 民] 二見・渡辺・飯田・大川・小野・田中 [区 議 会 議 員] 野垣・北・堀部・松浦・井原・けしば・岩田 [関係行政機関]
	説明員 (区)	[都 市 整 備 部] 都市整備部長・まちづくり担当部長・土木担当部長・道路担当参事・都市整備部管理課長・都市企画担当課長・交通施策担当課長・住宅課長・建築課長・市街地整備課長・拠点整備担当課長・鉄道立体担当課長・(耐震・不燃化担当課長)・土木管理課長・土木計画課長・都市計画道路担当課長・(用地調整担当課長)・狭あい道路整備課長・みどり公園課長・みどり施策担当課長・(荻外荘担当副参事)・土木事務所長 [環 境 部] 環境部長・環境課長 [危 機 管 理 室] 防災課長
傍聴	申請	32 名
	結果	32 名

配布資料	<p>◎次第 ◎席次 ◎協議資料 ◎議案資料 ◎報告資料</p> <p><b>〔協議〕</b>  協議資料1 傍聴に関するアンケート結果  協議資料2 杉並区都市計画審議会運営の考え方&lt;事務局案&gt;  協議資料3 傍聴にあたってのお願い  協議資料4 録音・撮影にあたっての注意事項</p> <p><b>〔議案〕</b>  議案1 東京都市計画区域区分の変更 (案) 【東京都決定】  議案2 東京都市計画用途地域の変更 (案) 【東京都決定】  議案3 東京都市計画高度地区の変更 (案) 【杉並区決定】  議案4 東京都市計画防火地域及び準防火地域の変更 (案) 【杉並区決定】  議案5 東京都市計画特別用途地区 (特別工業地区) の変更 (案) 【杉並区決定】  議案6 東京都市計画特別用途地区 (低層階商業業務誘導地区) の変更 (案) 【杉並区決定】</p> <p style="padding-left: 40px;">*参考資料：資料1 議案1～6関係  地形地物の変更等に基づく用途地域等の変更  について  資料2 議案2～4関係  別紙1 用途地域等変更全体図  別紙2 変更箇所図1-1  別紙3 変更箇所図1-2  別紙4 変更箇所図1-3  別紙5 変更箇所図2  別紙6 変更箇所図3</p> <p><b>〔報告〕</b>  報告 杉並区まちづくり基本方針 (杉並区都市計画マスタープラン) (案)  について  *別紙資料1：概要  *別紙資料2：改正案  *別紙資料3：改定経過</p>
------	--

## 第202回杉並区都市計画審議会

(午前9時30分 開会)

花岡管理課長 おはようございます。本日もご多忙の中、ご出席賜りまして、ありがとうございます。それでは定刻になりましたので、都市計画審議会の開催をお願いいたします。

なお、録音・撮影を申し出ている方は恐れ入りますが、審議会の許可があった後に録音・撮影をお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

それでは会長、よろしくお願いいたします。

中井会長 皆さん、おはようございます。第202回になるのでしょうか、杉並区都市計画審議会でございます。

本日は私、体調を崩しておりまして、療養中ということでございますので、ウェブで参加をさせていただいております。皆さんには大変ご迷惑をおかけして申し訳ございません。会の進行につきましては、村上会長職務代理にお願いしたいと考えておりますが、そういうことでご了承いただけるかと思っております。本日、円滑な進行に努めてまいりたいとは思いますが、いろいろ不具合があるかもしれません。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは村上会長職務代理、よろしくお願いいたします。

花岡管理課長 まず初めに、会議の成立についてご報告させていただきます。本日は入江委員、大原委員、岡田委員から欠席とのご連絡を頂いております。また、弘中委員につきましては、欠席のご連絡を頂いておりませんが、まだお見えになられていません。都市計画審議会21名のうち、現在17名の委員にご出席いただいておりますので、第202回杉並区都市計画審議会は有効に成立しております。

なお、ただいま会長からお話がありましたとおり、オンラインでの参加ですので、進行はなかなか難しいところでございます。本日は、村上会長職務代理に進行をお願い申し上げます。

また、本日の都市計画審議会の運営に関してご連絡いたします。議事の説明もしくは質疑の答弁などはコロナ感染対策の関係上、着座にてご説明させていただければと存じます。

それでは開会宣言をよろしくお願いいたします。

村上会長職務代理 本日は会長がオンライン参加ですので、私のほうで進行させていただきます。ただいまから、第202回杉並区都市計画審議会を開会いたします。本日も円滑

な議事進行にご協力をお願いいたします。

花岡管理課長 それでは本日の署名委員のご指名をお願い申し上げます。

村上会長職務代理 本日の会議記録の署名委員としては、北明範委員をご指名したいと思います。よろしくをお願いいたします。

それでは次に、前回から引き続いております課題で、傍聴の確認なのですが、この件についてはこれまで当審議会でも議論を重ねております。傍聴による録音・撮影の結論が出ないと先に進めないと思いますので、録音・撮影につきましては、委員の皆様にもアンケート調査を実施してまいりましたので、まずは今後の審議会で録音・撮影をどのように考えていくのか協議したいと思います。

それでは事務局からアンケート結果の報告と意見を集約した事務局のお考えの説明をまずお願いします。

花岡管理課長 それでは私からアンケート結果についてご説明させていただきます。参考資料1のアンケート結果をご覧くださいませでしょうか。

1ページ目の設問1の傍聴のルールについては、現行の「傍聴にあたってのお願い」で十分であるかを伺わせていただきました。ちょうど半々の10名ずつという結果になっております。十分でない理由としては、総じて言うと、審議会の自由活発な議論を確保するために必要な事項を定めるべきといったご意見です。

事務局では、皆様から頂いたご意見から、審議会で決定した傍聴に関する事項につきましては、しっかりと文章に残すとともに、傍聴人に伝えられる仕組みが必要ではないかと考えております。

そこで、1つの案として、「傍聴にあたってのお願い」を活用するとともに、アンケートでのご意見にもありましたように、例えば杉並区区議会傍聴規則に準じた当審議会版のルール等の策定をしてはどうかと考えております。審議会で必要な条項・事項についてご審議いただき、仮称ですが、「杉並区都市計画審議会傍聴に関する取扱」を定めた上で、今後ルールとして活用する方法もあるかと思っております。この件につきましては、後ほど、資料2でご説明させていただきますと存じます。

次に、2ページ目の中段をご覧くださいませでしょうか。録音許可の設問についてですが、許可すると答えた方が65%、13名ございました。

ただし、許可すると答えた方のご意見として、記録目的とすること、SNS等への公開は禁止などの条件をつけていただきたいということもありました。

また、許可しない方のご意見として、会議録が公表されていることや、録音は電子データであり、容易に切り取りや複製ができ、一度公開されてしまうと予測不能な方法・形態により流布される可能性があることから、審議会の運営に支障が出る可能性もあり、許可できないといったご意見もございました。

続きまして、4ページ中段をご覧くださいませでしょうか。撮影の設問ですが、撮影を許可するが60%、12名。許可しないが40%、8名という結果でございました。

6ページをご覧ください。撮影の開始については許可すると答えた12名のうち、これまでどおり審議会の許可後に開始すべきというご意見が66%、8名と最も多くございました。

撮影の方法につきましては、7ページになりますが、②会議全体を写す、定点撮影が50%、6名と最も多かったものでございます。

7ページ下段の間5、撮影したデータですが、SNSへの公開は認めないとしたご意見が66%、8名と最も多くございました。

これらのご意見をまとめると、傍聴人の撮影については認めるが、条件をつけるものとするというご意見が多くあった結果でございます。条件としては、撮影は記録目的のためとし、委員や職員個人を撮影することは行わず、会議全体を撮影すること、またSNS等への公開も認めないことといったものでございます。

一方で、認めない方のご意見としては、4ページ下段になります。撮影されることによって審議に集中できないことや、次の5ページにあります。録音と同じく電子データに容易に切り取りや複製ができ、一度公開されてしまうと予測不能な方法や形態で流布される可能性があることから、審議会の運営に支障が出る可能性もあり、許可できないというご意見でございました。

撮影を認めないというご意見もございましたが、録音と同じく撮影を認めるご意見も多く、その際は条件をつける必要もあるという結果でございました。

8ページ目をご覧くださいませでしょうか。前回の審議会で、事務局側で配信することで録音の必要性もなくなるのではないかと、といった委員からのご意見もございましたので、事務局による配信についてもアンケートで伺わせていただきました。その結果ですが、同時配信を行うべきとの方が57.9%、11名でした。

同時配信をした上で傍聴人の撮影を認めるかについて、10ページになります。

同時配信に賛成の方 11 名のうち、「認める」と「認めない」は同数の 36%、4 名という結果になっております。他の方も「条件をつけながらも許可する」がご意見として多い結果となっております。

以上の結果を踏まえまして、事務局案をご提示しました。資料 2 をご覧いただけますでしょうか。

まず、協議資料 2 の 1 つ目、「傍聴にあたってのお願い」についてです。

こちらにつきまして、協議資料 3 「傍聴にあたってのお願い」は現行と変更なしで、傍聴の申込みをされた方全員に手渡しをすることとします。

また、これとは別に、録音・撮影の申込みをされた方には、協議資料 4 「録音・撮影にあたっての注意事項」をお渡しするという形にさせていただきたいというのが案でございます。

その録音・撮影の注意事項ですが、資料 4、傍聴人による録音・撮影について条件を少し書かせていただいております。

録音・撮影は議会や他の審議会でも申出に基づいて議長や審議会が許可しております。また、今回のアンケートでも認めるという回答が多かったことから、録音許可は認めることとしました。ただし、注意事項として、録音・撮影は会議後の発言内容の確認のためとしたいということにしております。

条件ですが、1 つ目として、撮影・録音は審議会の許可があった後に開始すること。

2 つ目は、録音・撮影は傍聴席から行うものとし、会議中は席を移動しながらの撮影は行わないこと。

3 つ目として、撮影に当たってはフラッシュ・ライトなどの発光物を使用しないこと。

4 つ目として、撮影に当たっては会議全体を撮影し、個々の委員及び職員をズームで撮影するといったことは行わないこと。

5 つ目としては、録音・撮影データのインターネットなどへの動画、静止画、音声の配信は行わないこととしております。

これらの条件はアンケート結果から記載したものと、事務局で必要と思われるものを加えて作成したものととなります。条件につきましては、録音許可の申込みを提出されたときに、協議資料 4 にあります注意事項を手渡しで渡すといったことを考えております。

全体的にアンケート結果と事務局の考え方は以上です。また、審議会の方々

の意見で決めていただければと存じますので、よろしくお願ひいたします。

村上会長職務代理 ありがとうございます。今、事務局からご説明がありましたアンケート結果の内容や、区で事務局として考えていただいた運営の考え方について、ご意見とか質問がございますでしょうか。

野垣委員、どうぞ。

野垣委員 おはようございます。よろしくお願ひします。何点か審議会規則について伺います。

都市計画審議会の委員は現在 21 名です。私たち議会選出の区議会議員は毎年入れ替わりがあるのですが、ほかの委員の方はどのように選出されているのか。また任期について伺います。

花岡管理課長 都市計画審議会条例第 2 条になりますが、人数につきましては学識経験がある者 5 名以内、区議会議員の方は 7 名以内、関係行政団体から 2 名以内、あと区民が 7 名以内と決めており、任期につきましては 2 年という形で決めております。

村上会長職務代理 よろしいですか。では続いて。幾つぐらい質問がありますか。要点を絞ってください。

野垣委員 審議会の議事録についてですが、正式な議事録というのは現状で審議会が終了して何日ぐらいでホームページなどにアップされているのか伺います。

花岡管理課長 なるべく早く公開したいと努めているところがございますが、今現在、実質 1 か半月程度かかっているのが現状でございます。

野垣委員 あと、録音データの情報公開についてですが、これは審議会終了後に直ちに無料で開示されるものなのか。紙で資料開示請求をすると 2 週間とかかかるのですが、現状での対応を伺います。

花岡管理課長 会議録を作成するに当たって音声データは取っております。音声データについて 1 週間程度でこれまで開示できております。ただし、会議の中で個人情報等があった場合は、音声データを紙で黒塗りしているような、データを加工することが現在、区でできないため、非公開となる場合も考えられます。

野垣委員 お金は。

花岡管理課長 お金は特段頂いておりません。

野垣委員 分かりました。

協議資料 2 の事務局案ですが、条件というところで①から⑤まであって、「録音・撮影データのインターネットでの配信は行わないでください」と、これは

同時配信のことなのか、後日の配信のことなのか。

というのは、アンケートの7ページの下の方の(5)で66.7%が「SNSなどでの公開は審議会としては認めない(ただし、罰則規定を設けることはできません)」と書いてあるのですが、これは前問で、「はい」と答えた12人の中の8人で66.7%ということであって、21人全員と考えたら38%ぐらいだと思うのですね。配信の事務局案の意味合い、同時配信、後日配信についての扱いはどのように考えているのか。

花岡管理課長

こちらのデータ、インターネット等への配信につきましては、同時配信も後日の配信も併せての意味合いで提案をさせていただいております。「はい」といった方、要するに録音はいいですよといった中でも、SNS等への配信は危惧されている方は当然多くございましたし、これまでの議論はそういったところにもあったかなというところもありまして、事務局案としては、この部分について記載をさせていただいたというところでございます。

井上都市整備部長

先ほど12人のうちという話があったのですが、この12人が録音・撮影を認めますという方で、残りの方は認めないという方なので、そう考えると8割ぐらいが配信を認めないという形になるのかなと思っております。

村上会長職務代理

そうですね。よろしゅうございますか。

では、次、河島委員、どうぞ。

河島委員

事務局のほうでアンケートをされて、その結果の報告と事務局案が今日、提示されているわけですが、私、この問題を2回にわたって提起したわけですが、最初、岸本区長が出席された日の審議会をツイッター投稿されて、本来は録画をまだ許可されていない段階で撮影された動画をツイッター投稿されて、それがいろいろなりツイートなり、あるいはそれに対する反応を呼び覚まし、その中でかなり疑問を呈した私も含めた委員に対する、言語道断だとか、いろいろそういう激しい言葉で攻撃を受けたということで、やはりこの都市計画審議会というのはもう少し静かな環境の中で、多方面の、それなりに専門的知識などもお持ちであったり、あるいは議員さんであれば地域のいろいろな情報、声をお聞きになって、そういう立場から冷静に議論をして、都市計画の案の妥当性を審議する場である。その状況を傍聴者の方にお聞きいただく、ご覧いただく。これは大事なことで、そこに1つ公開の必要性というのが私はあると、私自身も認識しています。ですから、傍聴をやめろとか、そんなことを言うつもりは全くない。

ただ、どちらかというと、実際ツイートで皆さんこの審議会が開かれるから大勢おいでくださいといった呼びかけが行われたりして、何か審議会が政治的な闘いの場になるような状況が生まれる。そこに、大勢の方に来てもらって、途中でどうしても拍手したり声を上げたりすることが多々見られるわけですが、そういう中で審議を、ある面で自分の意見を有利に進めようとするような、そういう意図も感じざるを得ない。審議会はそういう場ではないですよ、というのが私の基本的な考えなのです。

ですから、ルール違反はもってのほか。しかも、発言がしにくいような状況をあまりつくってほしくない。今回のアンケートでも、自由意見の中で、そういう長文の意見を寄せられた方にはかなりそういうことを懸念されて、審議会の本来の議論をきちんとできるような状況をつくるべきだという意見も、私はこの資料を見て多かったように思うわけです。

私もこのアンケートに対して書きましたけれども、何か事務局が録音・録画を認めない側への質問よりも認める側の質問に精力を注いでいるような感じで、認めるといった方向に「はい」と答えた方にお聞きますとか、そういうのがあって、このアンケートはちょっと偏っていないかなと、そんな印象も持った次第です。

一体どう解決するかということで、あまりいつまでもこの問題に確かに時間をかけてやるべきことではない。ただ、解決方法はきちんとしたものであるべきだと。審議会ですらどうやる、どう扱うのかということについては、

私はこの事務局から提案されたこの案の中で、今も野垣委員から質問がありましたが、インターネットに投稿するような話というのは、同時配信もそうですし、後からも、そこで意図が入ってしまって、動画を添えながら、それに対する批判、あるいは場合によっては現実にあつたような攻撃。相手を委縮させようとか発言を封じようとか、そういう意図を感じさせるような行動が起きやすくなってしまいます。起きることを防げない面があります。

このインターネットの投稿みたいなものをどうやって本当にブレーキをかけるのかという辺りについては、私はこの案ではまだ不足ではないかと。ちゃんともう少し、録画した方の住所、氏名、そういったものをきちんと確認して、疑うようで申し訳ないけれども、もしそういうことがあった場合には、それは後でそういう事態が判明したときには追及されることがありますよと。事務局としても追及することがありますよというようなこと、そしてそれに対する対

抗措置、対応措置、以後の傍聴を認めないとか、そういうこともあり得ますよとか、やはりもう少しここは厳格にやっていただかないといけないのではないかなと感じます。

取りあえず私の意見は以上です。

村上会長職務代理 管理課長、よろしいですか。

花岡管理課長 ご意見ありがとうございます。今回、協議資料2でご提示させていただいております、いろいろなルールをしっかりと決めていかなければいけないといったご意見だったと思います。

そういった中では、やはり「傍聴に関する取扱」といったところをきっちり決めていくことがいいかなと思っておりますので、今日、次回で決めるというのはなかなか難しいかなと思いますが、どこまで取れて、どこまで決めてやっていくかということ、を、「傍聴に関する取扱」をしっかりと決めていって、都市計画審議会の委員の方にご提示をさせていただいて、都市計画審議会、先ほどの委員の、2年で全体的に改選されたときに当審議会はこういうルールでやっていくという共通認識が持てるような取扱いをつくっていったほうがいいかなと、今、受けたところでございます。

村上会長職務代理 皆さんの中で、今のに関連したことで何かございますでしょうか。

河島さん。

河島委員 事務局から今、説明がありましたけれども、そういうルールはぜひつくっていただきたい。私もこの問題があつて、ネットなどを見ると、かなりの審議会で録画・録音というものを基本的には原則駄目というスタイルを取っている。特に認められた場合には許可するという明確な運営規則を持っているところがかなり見受けられました。ですから、そういった他の自治体の例も改めてよく調べていただきたい。

私自身はこの問題、7月15日以前も事務局には内々伝えていた。花岡管理課長はご存じだと思うけれども。どうなのでしょうねという話をされていて、ようやく事務局がこうやって動いてきた。その途中経過の中で、一体杉並区はどういうルールを持っているのだといたら、昭和62年に決めた公開の基本的な考え方、それがあるだけであつて、それ以上のことはないということをおっしゃっておられて、ずっと審議会で決めること、審議会で決めることというように終始されていまして。

でも、時代はもうそういう時代ではありませんので、ぜひ運営のルールをき

ちんと決めて、みんなでそれを守るという形を早期に実現するようにお願いしたいと思います。

村上会長職務代理 それに関連して、野垣委員、どうぞ。

野垣委員 私からも意見なのですが、本来、納税者とか主権者がなぜ審議会の傍聴において過度な制限を受けなければならないのか、私は大変理解に苦しむのですね。音声データや事務局が議事録を作成して公表するにも、一定程度の時間がかかるということも質疑で伺いました。このような段階で録音や撮影がマスメディアに限定されてしまうとか、ネット配信が制限されてしまうというのは、審議会、委員以外の市民参加が認められなくなるのも同然だと思っています。そもそも学識経験者の方や団体の代表が審議会の委員になることとか、発言をちゅうちょすることは、完全に傍聴者による録音とか撮影だけが理由ではないと私は思っています。

審議会運営の考え方の事務局案については、条件⑤のインターネット配信の禁止を記載するとありますけれども、こちらは現実的ではないですし、住民や傍聴者を信頼していないかのように受け止められると思います。理由も不明瞭であって、許されるものではないと思います。

この場で、インターネット配信の禁止は多数決によって決定したとしても、次期の改選時には必ずこの記載が、奪われることとなる住民の主権を元に戻すことを私は求めたいと思います。答弁は結構です。

村上会長職務代理 ありがとうございます。そのほかにもございますか。堀部委員、どうぞ。

堀部委員 事務局案で確認をしたいのですが、今回、協議資料4ということで、「録音・撮影の申し込みをされた方へ」というのが出ました。これはいわゆるメディアの方、放送局であるとか新聞社の方にも適用されるということですか。

花岡管理課長 一応、全体的な録音・撮影についての注意事項なので、全体的に関わってくるかなとは感じております。

堀部委員 そうすると、それはかなり支障が出てくる可能性があります。最近では新聞社でも記者会見の様子を自社のサイトで全て流すという運用をされる場合もあるので、当然申し込まれてくる可能性があると思うのですが、そうすると新聞社やメディアの方には特例的に審議会で認める、そういう議決を取ることになるということですか。

花岡管理課長 現段階での取扱いとしてはそうだろうかというふうには存じております。

堀部委員 そこはよく整理しないとまずいですよね。また、最近はいろいろな方がい

らっしゃって、個人で「何とか放送局」なんておつくりになってやっている場合もあるので、その方は駄目だと。法人格をお持ちでやっていらっしゃる新聞社であればオーケーだというのも、そこも基準がはっきりしないと判断もできないし、これはこのままでは受け入れ難いので、課題は整理してほしいというのが要望です。

それからもう1点だけ、今回こういう問題でずっといろいろやっていますけれども、分かりませんが、私が思うに、この審議会の会議録は、会議録を読んでもどなたの発言か全く分からない会議録が公表されているのですね。そうすると、それを読んだ方が、どういう立場の方がこういうご意見をお持ちなのか全く分からないというところから、録音したいとか録画したいとか、多分そういう発想になっている可能性はないのかなということがあるので、もしこういうことをやるのであれば、会議録にはどなたが発言をされたかしっかり掲載して公表するということがないと、なかなか理解は得られないのではないかなと思いますので、そういった課題も含めて検討していただきたい。

村上会長職務代理 今のは提案というふうに捉えて。一応、議事録は今「委員」という形で、皆さん同じになっているわけですが、それに名前を記載するということは、進行運営規則に反しないわけですね。

花岡管理課長 特段反していません。「『委員』とすることができる」となっていますので、何々委員というお名前を記入して公開することは審議会で決めていただければ大丈夫ですので、そういう今の委員のご意見ということで承って、また決めていただければと思います。

井上都市整備部長 補足させていただきますが、今回、今、堀部委員がご指摘になった点につきましては、改めてアンケートをとろうと思っていたのです。ただ、それをやってしまうと、話がいろいろぶれてしまうなというところで今回は録音・録画に特化した形で、傍聴に特化してアンケートをさせていただきました。なので、今のご指摘についてはまた改めてこの場で諮っていきたいと思っています。

村上会長職務代理 それでしたら、いろいろ議論してきましたけれども、あまりこれを延々と続けていくわけにもいかないので、まず今、堀部委員から出ました、議事録に「委員」ではなくて個人名を記載するということについて賛否を採って、その後、事務局案を。それは後でいいですか。

井上都市整備部長 また別の機会に。

村上会長職務代理 今日でなくて。

井上都市整備部長 はい。

村上会長職務代理 でも、審議会で決めることだから。

花岡管理課長 決めていただいて、会議録をつくること自体は大丈夫ですので。もし今日、決められるのであれば決めていただければ。全体的に会議録は名前つき。ただ、録音・録画も併せて考え方があるかなと思いますので。

村上会長職務代理 今日、確実な方向というのは、まだうやむやな部分もあるわけなので、少し方向性を絞って、また次回でも事務局案をつくっていただくということになるかと思うのですが、その際に、前提条件になる議事録について委員名を記入するかしないかの決を採りたいと思うのですが、そのほうが明確になると思うので、よろしゅうございますか。

大川委員。

大川委員 今の進行については、今日、決を採るのではなくて、この議事録に発言者名を記載するかどうかというのが1つの議論のテーマであるので、事務局としては次回以降にアンケートを取りたいと考えていたというのが管理課長のお答えだったと理解していますが。

村上会長職務代理 では、もう1回アンケート調査をするということですか。

井上都市整備部長 私のほうとしては、まずは皆さんのご意見ということでアンケートを取ろうと思っていたのですが、ただ、今日ここで決めていただくというのであれば、それはそれで構わないと思っています。

村上会長職務代理 アンケートをするほどのことではないし、もう1回アンケートをするとまた日時を要してしまうので、会長、よろしゅうございますよね。

では、まず議事録に委員名を記載することに変えることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

井上都市整備部長 会長は賛成でよろしいですか。

中井会長 私は今のところ意見保留なのですが、心情的には賛成です。

村上会長職務代理 17人中14人。大多数の方が委員名を記載するというご意見を頂きましたので、それを勘案しつつ、事務局案をつくっていただくと。事務局案をつくっていただくに関しまして、録音・撮影のデータのインターネットの配信とかその辺が今ちょっと揉めていましたけれども、それは今頂いた意見を伺って、事務局はどのように判断されますか。

花岡管理課長　　まず今日のお話のところを1つずつ決めていきたいなというところであり  
ます。

会議録についてはお名前を入れるということで、今、伺いました。

まず「傍聴にあたってのお願い」はこれでいいかどうか。あと今日、今年度  
というのですか、次回もそうですが、規則等の取り扱いができるまでというか、  
録音・録画についてどうするか。録音がいいよということになった場合はこの  
条件でいいかどうかというのを聞いていただければと存じます。

村上会長職務代理　それではまず、今、資料3の「傍聴にあたってのお願い」を使っ  
ていくということについて、賛成の方は挙手をお願いします。

野垣委員　　資料4ではないですか。

村上会長職務代理　資料4「録音・撮影にあたっての注意事項」について、事務局  
案で。  
意見ですか。井原委員、お願いします。

井原委員　　私、前提として申し上げたいのは、河島委員からも発言がありまし  
たけれども、審議会と議会というのは全く性質が異なるものですので、議会の場  
ではいろいろなことを皆さんが切磋琢磨といいますか、言い合う場ですけれど  
も、審議会は諮問されたものが果たして妥当なものなのかどうか、それを公正、  
公平な目で判断して審議したい場ですよ。ですから、そこには周りからの外圧だ  
とか、いろいろな影響があって、本来自分が審議すべき内容について、それを  
曲げられるようなことがあってはならないというのが審議会の場だと思うので  
すね。

そういう意味では議会と審議会というのは全然別の場所ですので、同じよう  
な考え方を持ち込まれると、多分、審議会は困ってしまうのかなと思うとい  
うところが前提としてありまして、その上でなのですが、今回、考え方とかいろ  
いろお願いとかあるのですが、もしこのルールが守れなかった場合にどうする  
か。罰則規定はないということなのですが、先ほど、例えば次回からの傍聴を  
認めないですとか、何らかのペナルティがあるのかとか、何らかの対策が練ら  
れているのか。そここの担保がここでは全くないわけです。その段階で、  
果たしてこれをいいとか悪いとか判断できるのだろうか、ということをして  
いまして、私はこれは賛成とも反対とも言い切れないし、もし賛成というなら  
ば、それだけの担保があって初めて賛成できることなので、もしそれが無いの  
でしたら、要するに一番最初の規定の取扱いの策定がはっきりしない時点で賛  
成はできないかなと思っています。

村上会長職務代理 そうすると、資料4についても、今日、賛成・反対はできないという意見がございましたが、内容をもう少し精査したものをつくってということでしょうか。

管理課長、どうぞ。

花岡管理課長 本日どうするかということがございますので、例えば今、井原委員からありました3番、取扱いができるまでは、録音・録画は認めないよというのは、それはそれで採決の中で、それまで認めないという意見ですので、1つの意見かなと存じます。

いずれにしても、まず1つの「傍聴にあたってのお願い」は、こういう傍聴のお願いでいいかどうか。いいということであれば、この後、録音・録画についてどうするかという意見を採っていただくかなとは存じております。

村上会長職務代理 今日はもう傍聴を認めているわけですよね。

傍聴を認めていない方ですか。皆さん、入ってらっしゃるけれども。

事務局 傍聴は認めています、撮影・録音はまだです。

村上会長職務代理 そうですよね。傍聴は認めているから「傍聴にあたってのお願い」は皆さんに渡っているということですよね。

今日のことをまず決めて、ということにいたしますか。

では、今日は「傍聴にあたってのお願い」にのっとりまして、かつ、録音・撮影に当たって、今日、していただいて構わない、許可するかどうかというのをまず採決したいと思いますが、よろしいですか。

松浦委員 どのお願いですか。

村上会長職務代理 今日の。

松浦委員 今日のこの議案のお願いのことを言っていますか。

村上会長職務代理 いえいえ。

松浦委員 今までのですか。

村上会長職務代理 今日の議事内容を録音・録画していいかどうか。

河島委員、どうぞ。

河島委員 それは条件を付すのですか。それとも単純に認めるかどうか。その辺りが。

村上会長職務代理 認めた場合は条件を付すということになりますね。

河島委員 認めるについて条件をつけて認めるということなのではないですか。だから、全く私は、野放しの、条件もなしの録音・録画を認めるというのは、これまでの経緯からして絶対に反対です。

村上会長職務代理 分かりました。では、認めると認めないと、決を採りますが、認める場合は条件をつけて認めるということと……。

河島委員 いや、すみません。条件が何かによって認める、認めないというのは決まってくるわけですし、どういう条件で認めるという提案なのかどうかというのをはっきりさせていただきたいと思うのです。

村上会長職務代理 そうすると、元の意見になってしまいますね。

河島委員 だから、協議資料2のような条件で認めるかどうか、という提案なのではないでしょうか。そのときに、最後の5番の「録音・撮影データのインターネットでの配信は行わないでください」と。これは基本的に、一部の方は認めるべきだとおっしゃるけれども、多くの方はそうではないと判断されている。さっき、部長からもお話があったように、アンケートの結果でも回答を寄せられなかった方、これはもともとノーと言っている方だから、認めるという方のほうが極めて少数なわけですね。ですから、本日の仕切りとしては、それは認めないというのが私は妥当だと思います。

ただ、認めなかったときに、それが担保されるかどうかまでは、本日のところでは対応策については何も決めることが時間的にもうできませんから、それはやむを得ない。本日はその辺り、不安が残るけれども、これで認めるということではいかがでしょうかという提案なのではないかなと受け止めるのですが、どうでしょうか。

村上会長職務代理 今、事務局案として出ております資料2というのが運営上の附帯事項という条件なわけですが、これにのっかって、今後についてはもう少し議論をするということで、本日はこの「条件」というところの①から⑤までの条件をつけて、録音・撮影を許可するか、あるいは許可しないかということで採決するというところでよろしゅうございますか。それとも1つずつやりますか。

井原委員、どうぞ。

井原委員 今、会長職務代理からお話があった条件を認めるというその条件自体が傍聴者に伝わっていないのではないのでしょうか。要するにここには書いていないので、これは委員会の資料ですよ。皆さん、持っているのですか。

村上会長職務代理 傍聴席、この資料を持っていますか。

持っているそうです。

井原委員 分かりました。

村上会長職務代理 これを1つずつ採決を採るか、①から⑤までまとめて条件として採決するか

ということが分かれておりますが。

花岡管理課長 まず一旦、事務局案で、①から⑤を含めた条件でいいかどうかを採っていただいて、駄目な場合、どこが駄目かということかなと思います。進行をよろしくをお願いします。

村上会長職務代理 そのようにさせていただきます。1つずつというのも、当然、賛成という方も決まっていますので。事務局案から出ております「録音・撮影にあたっての注意事項」について、附帯事項として条件としてつけて、本日の録音と撮影について賛成かどうか決を採るということにさせていただきますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

村上会長職務代理 では、賛成の方、挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

村上会長職務代理 17人中11人ですので、本日の録音・撮影は許可するというにしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

この条件に沿って、次回までにまた事務局案としての規則をつくっていただくということにしたいと思います。

花岡管理課長 なるべく早くつくっていきたいと思います。次回できるかどうかは確約できませんが、なるべく早い段階でつくっていきたいと思います。

今回の採決につきましては、この3番の傍聴の取扱いを早急につくってほしいという審議会の意見を踏まえて、それまでの取扱いとしていただければと思います。

村上会長職務代理 本日の取扱いについては決めていただきましたので、今後については事務局案でさらに今日の意見も踏まえて作成いただくということで、なるべく早い時期におつくりいただくということでいきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

村上会長職務代理 それでは、本日の傍聴と撮影は了解いたしまして、進めたいと思います。

大川委員 それを前提に、今日、今までとおりの申込みが出ているのかを確認していただいて、申込みが出たら撮影を許可しますという許可の決定を採っていただく必要があります。

村上会長職務代理 撮影と傍聴の申込みは出ていますか。

花岡管理課長 本日は30名の方から傍聴の申出がございました。そのうち13名の方から録

音・録画の許可のお願いが出ているところでございます。

村上会長職務代理 ということですので、それは許可するということをお願いしたいと思います。

河島委員 許可を求めた方の住所、氏名は確認されていますか。

花岡管理課長 お名前と住所の記載は申込みのときにさせていただいています。住所と氏名を記載させていただいたもので届け出を出させていただいているところです。

河島委員 さっきの5番の条件に関して、まだルールに反するような行動を行った方に対する対応が決まっていないわけですね。それが生じないということは今までのことを考えれば必ずしも言えない。それが生じてしまったときにどうするかということについては、一応、何らかのアクションが起こせるような準備をしておくのが当然ではないかと思うのですね。今のお話だと、住所、氏名は確認できるということですね。

花岡管理課長 録音・録画の許可、傍聴の申出のときに住所、氏名を伺っております。

村上会長職務代理 よろしいですか。2つ前の審議会のときに会長が許可されたときに、記録目的ということで許可されていますので、基本的にはその路線だと思いますが、細かい内容がいろいろ出てきておりますので、その点はまた次回にきちんとしたルールをつくっていただくということで行きたいと思いますが、よろしゅうございますか。

中井会長 いろいろと議論していただいて、どうもありがとうございました。

私、今日は立場的に保留ということにさせていただきましたけれども、次回少し議論を事務局とも整理して、また皆さんのところにいい形で案を示せるようにしていきたいと思っております。本日のところはそういうことでご了承いただければと思います。

私は申し訳ありませんが、この後、病院に行かないといけないので、ここで失礼させていただきたいと思っておりますが、よろしく願いいたします。

村上会長職務代理 会長は退席されますが、中井会長、ありがとうございました。お大事になさってください。

中井会長 皆さん、ありがとうございました。では、ここで失礼いたします。

村上会長職務代理 それでは、事務局から今日の議題の宣言をお願いいたします。

花岡管理課長 本日の議題は、議案が6件、報告案件が1件でございます。

審議事項が用途地域の変更について。こちらは都決定が2本、区決定が4本の合計6議案となっております。

報告事項が「杉並区まちづくり基本方針（杉並区都市計画マスタープラン）」

の改定案についてでございます。

資料はあらかじめお送りしておりますが、お手元でございますでしょうか。

それでは、会長職務代理、進行のほうをよろしく願いいたします。

村上会長職務代理 それでは議事に入りたいと思います。議案1から6につきましては、用途地域案件なので、一括して説明をお願いいたします。

土田市街地整備課長 では、私から、用途地域等の一括変更についてご説明申し上げます。

資料が多くございますので、確認をさせていただきたいと思います。

初めに、議案1「東京都市計画区域区分の変更（案）〔東京都決定〕」でございます。

議案2が「用途地域の変更（案）〔東京都決定〕」でございます。

議案3が「高度地区の変更（案）」こちらは杉並区決定でございます。

議案4が「防火地域及び準防火地域の変更（案）」こちらも杉並区決定。

議案5が「特別用途地区（特別工業地区）の変更（案）〔杉並区決定〕」。

議案6が同じく「特別用途地区（低層階商業業務誘導地区）の変更（案）」でございます。

最後に、参考資料をおつけしてございます。不足等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは一番最後におつけしてございます参考資料をご用意いただけますでしょうか。1枚おめくりいただきまして、資料1でございます。

今般、東京都からの依頼に基づきまして、東京都全域を対象に、地形地物の変更等に基づく用途地域等の見直しを図ってまいりました。

こちらは昭和43年以降、おおむね8年ごとに見直しを行っておりましたが、平成16年を最後に用途地域の変更を見直してございませんので、これまでの道路の整備等があったことによりまして、地形地物の変更・変化が見られていることから、最新のGISデータを活用しまして、一括の見直しを行ったものでございます。

これまでの経緯につきましては、令和2年10月に基本的な考え方等をご報告してございます。昨年1月に変更になった場所につきまして、ご報告してございまして、その後、東京都と協議の結果、変更の対象箇所、昨年1月以降は変更のない形で、昨年12月に公告・縦覧手続を取ってございます。

議案の内容でございますが、議案1をご覧ください。こちらはおめくりいただきまして2ページでございますが、区域区分の変更につきましては、市街化

調整区域、市街化区域の変更でございます。杉並区は全域が市街化区域でございますので、今回の変更となる対象はございません。

資料2でございます。資料2は用途地域の変更、東京都決定になりますが、こちらをおめくりいただきまして2ページ以降ですね。5ページに変更概要が記載されてございます。

議案3と4につきましては、杉並区決定で、用途地区変更に伴ったことによる高度地区及び防火地区・準防火地域の変更となっております。

実際にどこの場所なのかというところですが、議案ですとなかなか分かりにくいものでございますので、参考資料にお戻りいただきまして、別紙1、A3で地図をご用意してございます。

別紙1の地図上におおむね3か所に分けて示してございますが、左から、上高井戸、中ほどは五日市街道沿い、一番右が和田地区となっております。こちらはおおむね3か所になってございますが、これと高度地区、防火地域・準防火地域の変更が組み合わさって一覧にしたものが地図上の右上に一覧となっております。

位置の詳細ですが、また開いていただきまして、別紙2以降になってございます。左側が変更前、右側が変更後ということで地図を掲載してございまして、右側の変更後の地図上に別紙2の①②③と表示してございますが、ここに記載されております赤い線のところ、例えば①のところをご覧いただきますと、2本、赤い線が記載されておりますが、地図上で行くと南側から北側に若干ずれが生じているというところで、ここが変更になっている場所でございます。

別紙2、別紙3とございまして、この丸で囲んだ箇所が合計17か所となっております。

議案5と6についてでございますが、こちらは場所が変更となるというものではございませんで、今回、GISの最新データで計測をした結果、該当となる面積が変更になったというものでございますので、位置等の変更はございません。

資料1にお戻りください。昨年12月1日から15日間で縦覧をしておりますが、縦覧の件数はございませんでした。また、変更箇所の対象となっている土地や建物の所有者の方、およそ360件超の方に対して文書でご案内しておりますが、こちらもお意見は頂いてございません。

最後に、今後のスケジュールでございます。本日、こちらの議案についてご

審議いただいて結果を頂いた後、東京都決定の分につきましては、東京都に意見回答をする予定でございます。2月に東京都の都市計画審議会に付議される予定でございます。杉並区の決定分につきましては、東京都の決定分と併せまして、令和5年度に入りまして都市計画決定をする予定となっております。

私からは以上です。

村上会長職務代理 どうもありがとうございました。ただいま説明されました内容について、質問やご意見がありましたらお願いいたします。なお、質問と意見は議案に関する範囲でお願いいたします。ございませんか。

それでは、ご意見がなければ、これでこの審議会として認めるか認めないか採決に入りたいと思います。反対の方はいらっしゃいますでしょうか。

では、全員多数と見てよろしゅうございますか。

では、賛成多数といたしまして、これは決定ということでよろしゅうございますか。異議ございませんね。

(「異議なし」の声あり)

村上会長職務代理 それでは次に、報告事項をお願いいたします。

都市企画担当課長、どうぞ。

野澤都市企画担当課長 私からは、「杉並区まちづくり基本方針（杉並区都市計画マスタープラン）（案）」についてご報告いたします。

初めに、お手元の資料を確認させていただきます。

表紙のほか、別紙1「杉並区まちづくり基本方針の概要」、別紙2「まちづくり基本方針（案）」の本編、別紙3「基本方針改定の経過」となっております。

また、本日席上には閲覧用としまして現在の「まちづくり基本方針」を置いてございますので、併せてご覧いただければと思います。資料についてはよろしいでしょうか。

それでは、これまでの経過を含めまして、「杉並区まちづくり基本方針（案）」についてご説明いたします。

まちづくり基本方針につきましては、これまでのまちづくりに関する施策の進捗状況を踏まえるとともに、新たな基本構想に掲げる将来像を実現するために、昨年度から改定に向けた検討を進めてきており、令和4年12月に改定案を取りまとめました。

まず初めに、改定案を取りまとめるに当たり、7月15日に開催された第200回都市計画審議会から本日に至るまでの取組経過についてご説明いたしますの

で、別紙3をご覧くださいてもよろしいでしょうか。

当初は岸本区長就任前におおむね完成しておりました「まちづくり基本方針（骨子案）」に対しまして、区内7地域でオープンハウスを開催し、広く区民に意見を伺う考えでございましたが、本審議会の場におきまして、区長自らが2050年ゼロカーボンシティを実現するためにはゼロカーボンの考え方を中心に据えたまちづくりを進める必要があるとの考えと、当初予定していたオープンハウスを中止するとの意向が示されました。

これを受けまして、改めて庁内検討を行い、10月1日にはゼロカーボンの視点を各まちづくり分野の内容に反映させた骨子案を公表し、ホームページ等を活用して広く意見募集を行ってございます。

10月1日から17日間の意見募集期間に寄せられた549件のご意見等を踏まえまして、11月9日には修正版案の骨子案を改めて公表しており、本日お示ししている方針案につきましては、その修正版の骨子案に基づき、作成したものとなっております。

本方針案に対しましては、12月15日から1月31日にかけて、パブリックコメントを実施するとしており、パブリックコメントの期間に合わせて1月11日から20日の期間内には区内7地域で説明会を開催してまいります。なお、本日までには井草地域、西荻地域、荻窪地域の3地域で説明会を開催し、多くの方々からご意見が寄せられている状況となっております。また、方針案に対しましては、12月15日に東京都へ意見照会を行っております。これまでの取組経過については以上となります。

次に、まちづくり基本方針（案）についてご説明さしあげます。現在、区内各地域で説明会を開催している最中ですが、説明会にご参加できない方にも本方針案の内容をご理解いただくために説明用の動画を作成し、区の公式ホームページで公開してございます。こちらの内容は説明会でも使用している動画となっておりますので、本日はその動画をご覧くださいたく存じます。

（動画音声）

杉並区まちづくり基本方針（案）についてご説明します。

まちづくり基本方針は、杉並区の将来の都市のイメージやまちづくりの到達すべき目標を明らかにすることにより、まちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的としています。

また、まちづくり基本方針には、3つの性格があり、1、杉並区基本構想に基づく都市整備分野の総合的方針としての役割、2、都市計画法に基づく都市

「計画マスタープラン」としての役割、3、区、区民及び事業者の協働によるまちづくりの指針としての役割となっています。

まちづくり基本方針は、杉並区基本構想を踏まえて策定するまちづくり分野の最上位計画です。今後はこの基本方針に基づき、関連する計画の策定や、まちづくりの取組を進めていくことになります。

まちづくり基本方針では、区の「将来都市像」である「みどり豊かな住まいのみやこ」を実現するために、「まちづくりの3つの目標」を定め、8つの方針に対して取組の方向性を示しています。

また、まちづくり基本方針はおおむね20年後の未来を展望しながら、基本構想や総合計画との整合を図り、令和12年度を目標年次とし、まちづくりの進捗状況や社会経済環境の変化などを踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。

次に、総合方針についてです。杉並区では、令和3年11月に2050年ゼロカーボンシティ宣言を行いました。世界共通の課題である気候危機に対応していくためには、まちづくりにおいてもゼロカーボンシティの実現という大きな目標に目線を置き、様々な取組を進めていく必要があります。

そのため、まちづくり基本方針の改定に当たっては、ゼロカーボンシティの実現に向けた考え方を8つの分野別方針に反映させることとし、各分野の取組を相互に連携しながら、その実現に向けた取組を進めていきます。

ここからは、各分野の基本的な考え方を中心にご説明します。

まず「土地利用・市街地整備方針」です。

1点目については、土地の利用構成、道路基盤や建物の状況など、地区ごとの特性を踏まえて、国や東京都などの関係者と連携し、土地利用・市街地整備を推進します。

2点目については、交通拠点である駅とその周辺を核として、多様な都市機能の集積と地域ごとの様々な魅力が連携し合う多心型の都市構造の形成を図ることとし、鉄道の連続立体交差事業と連携したまちづくりや、地域主体によるエリアマネジメント等の取組により、まちの活性化につなげます。また、道路空間等を有効に活用して、車中心から人中心の空間へと転換し、誰にとっても魅力的で居心地がよく、出かけたくなるまちづくりを推進します。

3点目については、多様な居住ニーズの充足や、ゆとりある良質な住宅ストックの更新、活用、建築物の再エネ化等の環境に配慮した住宅づくりなどを

体系的、総合的に進めるほか、建築に際して事業者の積極的な貢献を誘導するなど、良好な住環境の創出を図ります。

4点目については、将来にわたって安全安心に暮らし続けることができる良好な住環境の保全形成や、オープンスペースの確保を図るため地区特性に配慮した計画的な土地利用や公園緑地の整備、住宅地の緑の保全育成などを基調とした土地利用を進めるほか、高精度な3次元基盤情報の整備やオープン化を進めるなど、戦略的・計画的な土地利用を推進します。

次に「道路整備方針」です。

1点目については、都市の骨格となる都市計画道路について、既に事業認可を取得している区間では、住民との合意形成を図りつつ事業を進めます。また、事業認可を取得していない区間については、防災機能の強化や環境負荷の軽減を図る観点などから効果の検証を行い、その結果を踏まえて必要性を検討します。併せて、生活道路の段階的、体系的な整備や狭あい道路の拡幅整備を行います。

2点目については、環境負荷の少ない移動手段として、徒歩や自転車での移動を促進するため、歩道や自転車通行帯等の整備などによる歩行者と自転車を分離した安全な歩行者空間、自転車走行空間の確保、事業者による歩道状空地の整備、電線類を地中化し、無電柱化を推進するなど、多様な手法により人にやさしい道づくりを進めます。

次に「交通整備方針」です。

1点目については、公共交通の利用環境の改善や温室効果ガス排出量削減等の観点から、道路と鉄道の立体交通化を進めるとともにバス交通の改善等による公共交通ネットワークの整備や駅周辺の交通結節機能の強化、自動車駐車場の確保などにより、公共交通の利便性向上を図ります。

2点目については、環境負荷の少ない移動手段として、自転車の活用を促進するため、自転車駐車場の整備や安全な自転車利用ルールの普及とマナーの向上などにより安全で快適な自転車利用を推進します。

3点目については、誰もが気軽に移動できる利便性の高い地域交通環境の形成や地球温暖化防止に向けた取組の推進等を図るため、シェアサイクル、グリーンスローモビリティなどの新たなモビリティサービスの活用も視野に入れ、鉄道やバスなどの公共交通と徒歩、自転車とのつながりを高め、シームレスな移動サービスの充実を図ります。

次に「ユニバーサルデザインのまちづくり方針」です。

1点目については、多様な人々が利用する公共施設、建築物、交通機関等について、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、誰もが気軽に利用でき、移動しやすいまちづくりを進めます。そのために鉄道駅へのホームドアの設置やバス停の待合環境の向上、道路、公園、建物の段差解消などのバリアフリー化を進めます。また、農福連携事業の強化や心のバリアフリーを推進します。

2点目については、杉並区バリアフリー基本構想で定める重点整備地区や移動等円滑化促進地区において、交通事業者や民間施設等の管理者、商店会、行政機関など、様々な主体の協働により、施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインに基づく整備を面的、一体的に進めます。

次に「防災・減災・事前復興まちづくり方針」です。

1点目については、幹線道路や公園などの防災都市基盤や延焼遮断帯、無電柱化を国や東京都などと連携して進めるとともに、耐震化、不燃化などによる建築物の安全性の向上、橋などの都市施設やライフラインの安全性を確保するなど、総合的な防災まちづくりを推進します。

2点目については、河川や調節池の整備、下水道整備を東京都と連携しながら進めるとともに、雨水流出抑制対策の強化や水害時の情報提供などによる総合的な治水対策を推進します。

3点目については、防災拠点となる区立施設の防災機能の強化や備蓄品の充実を図るとともに、地域の自主的な防災活動やICT活用による災害情報の収集、発信、要配慮者の支援などのソフト面の取組により、地域の防災対応力の強化を図ります。

4点目については、平時から災害に強いまちづくりを進めるとともに、都市復興に関する事前準備や復興体制の構築などを進め、被災しても復興しやすいまちの姿を区民とともに描き、築いていきます。

5点目については、区民との協働による防犯パトロールなどを通じて、犯罪の機会を与えない、犯罪を誘発しないまちをつくとともに、地域の絆を深め、防犯力の高いまちづくりを進めます。

次に「みどりと水のまちづくり方針」です。

1点目については、地域特性を生かした区立公園等の整備や都立の公園緑地などの公共緑地空間の整備を東京都と連携して推進します。

2点目については、屋敷林や農地の保全対策の強化を図るとともに、まと

まった民有地のみどりの保全を進めます。

3点目については、住宅地や商業地など、状況に応じたみどりの創出を図るとともに、生物多様性に配慮したみどりの質の向上に取り組みます。また、みどりの保護制度や普及啓発活動により、みどりの育成環境の向上を図ります。

4点目については、河川において生態系の保護や有効な水辺空間を整備するほか、河川沿いの緑化や公園、緑地と一体となった親水護岸の整備、また地下水、湧水の保全回復を図るなど、グリーンインフラの考え方を活用した水と親しめる環境づくりを進めます。

5点目については、CO<sub>2</sub>吸収の視点からもみどりの拠点形成を進めるとともに、拠点をみどりのベルトや河川沿いの遊歩道など、連続するみどりと水で結び、みどりと水のネットワークの形成を推進します。

次に「景観まちづくり方針」です。

1点目については、水とみどりが一体的に連続する景観に調和した建築物を誘導することなど、地区特性に応じた景観形成を図るため、景観法に基づく行為の届出制度や屋外広告物の誘導などの取組を通じて、みどり豊かな住宅都市としての杉並らしい景観づくりを推進します。

2点目については、区民、事業者、区の協働による景観づくりを推進するため、屋敷林や農のある風景の保全、まちづくりルールを活用といったみどり施策やまちづくり施策との連携を図ります。また、これらの取組を進めるに当たり、区内に散策路を設定し、様々な景観資源を紹介した「すぎなみ景観ある区マップ」などを活用し、それらの魅力を発信するなど、良好な景観形成につなげます。

次に「ゼロカーボンシティをめざすまちづくり方針」です。

1点目については、ゼロカーボンシティの実現に向け、都市構造や交通体系の改善、区立施設への太陽光発電設備の設置や電気自動車用の充電設備の導入支援などにより再生可能エネルギーの利用拡大を推進するとともに住宅や建築物の省エネルギー対策、公園緑地の整備や道路の遮熱性舗装等によるヒートアイランド対策など、地球温暖化の要因である温室効果ガスの排出量を削減する取組を推進します。

2点目については、杉並区環境基本計画に基づき、再生可能エネルギーの利用及び省エネルギー対策の普及促進やごみの発生抑制による循環型社会を目指す取組などの環境施策を総合的、計画的に推進します。また、家庭用の電気や

ガスの省エネなど、区民一人一人の環境に配慮するライフスタイルの促進を図ります。

次に「地域別方針」についてです。

総合方針がまちづくりの主要課題ごとに区全体のまちづくりの方向性を示すのに対し、地域別方針は、杉並区の7つの地域ごとに、それぞれの個性を生かしたまちづくりの方向性を示しており、まちづくり基本方針では地域の実情に応じたまちづくりを進めることとしています。

最後に、まちづくり基本方針の実現に向けた考え方についてです。

区民の価値観やライフスタイルが多様化し、まちづくりを巡る各種技術が進展する中、まちづくり事業を進めていく上では多様な主体が互いの役割を担い、尊重し、協力し合う協働の取組が必要です。そのため、まちづくりの主体となる区、区民、事業者といった各主体が連携協働しながら基本方針の実現に向けた取組を進めます。

説明は以上になります。ご清聴ありがとうございました。

野澤都市企画担当課長 方針案の説明は以上となります。

それでは最後に、今後のスケジュールについてご説明いたしますので、表紙を御覧いただきよろしいでしょうか。

今後は、先ほどご説明さしあげましたパブリックコメント、並びに7地域での説明会、東京都への意見照会、及び本日頂くご意見等を参考にしながら、まちづくり基本方針を取りまとめてまいります。そして3月に本都市計画審議会へ諮問させていただき、年度内に方針を決定していく考えでございます。

私からの説明は以上です。

村上会長職務代理 ありがとうございました。

まちづくり基本方針の骨子案については、この間、当審議会にも意見を求められておりました、皆さん意見を出されたと思います。どのような意見があったか、議論していないので、皆さんご存じないかもしれないので、報告をお願いしたいと思います。

野澤都市企画担当課長 10月1日から区民の方々に意見募集を行うのと併せて、その内容につきまして本審議会委員の先生方にも意見照会を行ってございます。

その際頂いた主なご意見といたしましては、例えば阿佐ヶ谷駅周辺につきましては、老朽化した公共施設の整備と道路整備を関連づけて、防災上であったり商業活性化の上でも強化すべきではないかというご意見や、骨子案に対する

文章、表現の具体的な修正の他、現まちづくり基本方針から新たに追記した内容に対する評価を頂くご意見、様々頂いているところでございます。

村上会長職務代理 ご質問等ございますか。ご意見、ご質問。

河島委員、どうぞ。

河島委員 大変な作業を重ねてここまで来られたということで、事務局、ご苦労さまだったと思います。

ただ、前から気にはなっているのですが、現行の都市計画マスタープランを新しい都市計画マスタープランに替えるという性格を今回は持つわけで、現行の都市計画マスタープランから今回、案として提出されたものについて、細かいところは多々あるわけですが、どういうところを変えようとしているのか、そのポイントをまず教えていただきたいなと思います。

野澤都市企画担当課長 それでは別紙1をご覧いただいてもよろしいでしょうか。3番目に「改定の考え方」を記載させていただいてございます。

「改定の考え方」といたしましては、新たな基本構想をはじめといたしまして、区や東京都が作成した計画に即した内容にするというのが大前提として考えてございます。

その上で、右側に「社会経済環境の変化等」とございますが、近年の社会経済環境の変化といたしましては、やはりコロナ禍に伴う社会変容、気候変動、SDGs。また、まちづくりにおきましてはDXといった視点を取り込んだ上で進めるべきだろうということもございます。また、近年では車社会から、人中心のまちづくりを進めるべきではないのか等、そういう視点も様々あるかと考えてございます。

そのような社会経済環境の変化に加えまして、まちづくり事業の進展ということで、こちらは東京都が行っている事業になりますが、例えば放射5号線の整備などはここ10年間で大きく進展してございます。

また、区のまちづくりにおきましても、耐震化、不燃化が進んできたり、狭あい道路の拡幅整備が進んできているとか、このような着実に進んできている内容を踏まえた形で、今回まちづくり基本方針を改定していこうと考えてございます。

そこで、「3. 改定の考え方」の下になるのですが、「新たな基本構想は、これまでの取組の方向性を継承した上で、社会経済環境の変化を踏まえ、さらに発展させていく」ということで、区の基本構想は位置づけてございます。

これらを受けまして、まちづくり基本方針の改定におきましても、新たな基本構想の実現のために住宅都市としての多心型の都市構造を継承しつつ、社会経済環境の変化を反映させようということが基本的な考え方と位置づけてございます。

このようなことを踏まえまして、「改定における主なポイント」となるのですが、先ほど申し上げた社会経済環境の変化という視点を様々な分野に散りばめて盛り込むほか、やはり大きなところは、岸本区長就任以降、ゼロカーボンシティの実現に向けた考え方を大きく反映させていったこと。その他、基本構想及び総合計画との整合を図るために、分野別方針の体系を一部見直しているというところがございます。

また、本日は席上に現在の基本方針を置かせていただいておりますが、現在の基本方針よりも例えば図表を多く活用したり、また表現の見直し、構成の見直し等を含めまして、分かりやすさという観点も盛り込んだ上で取り組んでいるというのが今回の考え方と改定のポイントと捉えております。

村上会長職務代理 河島委員、どうぞ。

河島委員 お答えとしてこういう形になるのかもしれないのだけれども、7月15日に区長さんが審議会に出席されて、このまちづくり基本方針の改定に向けた考えを述べられた。

その一番のポイントはゼロカーボンシティを宣言した杉並区において、本当にゼロカーボンシティを実現していくということは、これはとても重要なことです。今後の区政についてありとあらゆる分野でゼロカーボンシティを実現するために力を注ぎたいのだと。このまちづくり基本方針についても、まちづくりという分野においてもゼロカーボンシティ実現に向けた取組ということ自身は展開していきたいのだと。ですから、改定に当たってはそういったことができるような改定にしていきたいので、従来の、最初に示された骨子案は取りあえずストップして新しいものをつくっていききたいということをおっしゃっていたと思うのですね。

そういうことでゼロカーボンシティのところをかなり強調された形にはなっているとは思いますがけれども、構成として、分野別方針の一番最初に「ゼロカーボンシティを目指すまちづくり」というのが出ていて、その分野別の第8節に「ゼロカーボンシティを目指すまちづくり方針」という2つの箇所ゼロカーボンシティというのが論じられている。これはどう理解したらいいのか。

1つにまとめないのかなという疑問を少し持ちました。

後ろのほうの「ゼロカーボンシティを目指すまちづくり方針」のところは、現行のまちづくり基本方針と対比してみると、低炭素まちづくりの推進という説と内容においてそんなに変わっていないのですよね。

岸本区長さんがおっしゃっておられたのは、従来型の進め方ではとてもゼロカーボンを実現できない。今後の施策の中で、新たな二酸化炭素の排出量の増加要因、それから削減が実現できるもの。これをきちんとカウントして、そこで施策の取捨選択をやっていくのだと、私はそういうふうを受け止めました。そういう中において、議論になっている都市計画道路の話などもそういうことでやっていくのかなとそのときは受け止めたのですけれども、今回あまりそれが出ていないですよね。

最初の「ゼロカーボンシティを目指すまちづくり」のところで、宣言はこういうのを出しました。今後、分野横断的、総合的に取り組みます。では、どうやってそれをやるのだろうかというところが、皆さんとても、7月15日の質疑でも心配するというか、どうやってやるのだろうかということを意見とか質問で投げかけていたのですが、どうやらそれに対する答えはまだ出ていない。

今後、岸本区長さんがおっしゃるような「ゼロカーボンシティを目指すまちづくり」というのを具体的にどうやって進めようとするのか。都市計画道路の今回の大きな変更が私はそこにあると、今の説明にはなかったのですが、取組方針について大きな変更があると考えているのですが、それはどうやらゼロカーボンシティの考え方が根拠になっていないのかなと。

もし岸本区長さんのおっしゃるような話でしたら、そこに全力を注いで、カーボンのプラスマイナスがどうなのかということ根拠にしながら、大きな政策変更をされようとするのかなと思ったのですが、そこには至らないけれども、都市計画道路整備については、さっきビデオでもお話があったように、事業認可したものは継続してやりますと。それ以外については広く意見を聞いて見直しを検討しますということになっている。

今まで杉並区を取組は、都市計画道路及び主要生活道路に対して「すぎなみの道づくり」という計画書をつくって、私は大変よく整理されたものだと思っていますけれども、その中で、都市計画道路に対する優先整備の路線、それから主要生活道路における優先整備をしていこうとする路線、そういったものを整理されて、計画的に取り組んでいこうと、こういう考え方を区民にも提示し、

そして政策として実施していくということをやっているわけですが、今回、都市計画道路のところと言うならば、重点化するという辺りが極めて曖昧になってしまって、現時点で事業認可があるかなしか、ないものについて、やりそうな雰囲気を出したところについては本当にやるべきかどうか、もう一度再検討しますと。この再検討というのも、私、大丈夫かなと思うのですが、「必要性を再検討します」と書いてあるのだけれども、この「必要性」というのは都市計画道路としての必要性なのか、それとも現時点で事業実施することの必要性なのか。このことでも、どちらなのかということでも大変大きな違いがある。そこはちょっと曖昧かな。その辺、質問しますので、お答えいただきたい。

それから、レーダーチャートというのを分野別方針で使っています。これは今までのまちづくり基本方針にはなかったものだなと。88 ページに出ていて、地域ごとに、その地域の住環境の状況と防災環境の状況がどうかというのを6指標の形、ゆがみ方で見ようとするものなのかなと思うのですが、これはどのぐらい手に合うものなのかというのがちょっと気になっているのです。「道路・鉄道率」というのが両方、住環境のほうにも防災環境のほうにも出てくる。こういうのは変だなと私は思うのですよね。

もうちょっと課題をこのチャートによって地域相対的に比較しながら重点的に取り組むものを見出そうとする姿勢だったら、もうちょっとよく考えたほうがいいのではないかな。道路率で生活のしやすさみたいなものを判定するときは道路率ですよね。鉄道率というのが入るのもよくわからない。道路率で十分な基盤があるのか。住環境を支える基盤があるのかどうかを見るのは道路率であって、たまたまそこに鉄道路線、鉄道敷地があるからそれが増えたというのはかえって攪乱要因に過ぎない。

防災環境のほうで見るならば、道路も狭あい道路がいっぱいあって道路率が高くなっているのではあまりよろしくないわけですよね。そうではなくて、防災環境のところでは道路のことを議論するならば、狭あい道路がどのぐらい多数を占めているのかとか、あるいは消防困難区域を発生させるような狭あい道路が総道路延長のうちどのぐらいを占めているのかとか、例えばそのような指標を使いながらやるべきではないかな。

みどりのほうの話でも、これも似たような指標があって、防災環境のほうで「公園・緑地比率」、それから住環境のほうで「みどりと水の空地系比率」。防災環境のところではオープンスペースの大きさということを使うならば、こうい

うことだけではないのかな。もうちょっと広い概念でオープンスペースを取るか。

それから「不燃化率」もそうなのですが、通常、不燃化率で今の時点で延焼の危険性を判定するのは不燃領域率というものでやっていると思うのですよ。単に建物自体の不燃建物がどのくらいの割合を占めるかではなくて、空地も含めて不燃領域がどのくらいあるか。それが7割になれば大規模な延焼火災は生じない。そのような話があるから、指標の取り方としてもそうだろうと。

それから、みどりのことを評価するならば、これはどこかの地域で、井萩の辺りだったかな。公園は少ない、だけど住宅地の中のみどりは豊かにある。私はそういうのはちゃんと評価しなければいけないだろうと思うので、そういう面では例えば緑被率を使って住環境のほうを評価して、防災環境のほうはオープンスペースにつながるものを使うとか、何かそんなことをやらないといけないのではないかなと。レーダーチャートの作り方、これは新しく盛り込んだものですが、そういった辺りについて疑問を持ちました。

それからもう1つ、長くなってしまって申し訳ないけれども、さっきの概要の資料に「簡潔な表現」というのがありましたけれども、簡潔すぎてしまったのではないかなと。どこのことを言っているか分からない。地名というのを非常に省略してしまっている。道路のところの明記というのをとても避けておられるというのを1つは感じています。どの道路だというのが分かりにくくなっている。

ところが、地域別の方針図には「主要生活道路（優先整備路線）」というのが出てくる。「主要生活道路（優先整備路線）」というのはい体何だろうと思って調べると、「すぎなみの道づくり」に主要生活道路、優先整備路線というのが出てくる。ところが、都市計画道路の優先整備路線というのはい今回出ていないのです。

事務局さんというか、区の皆さんは自分たちだけお分かりになって、あまりその点を分かりやすくすることを避けておられるのではないかなと。ちょっとうがった言い方ですけども。分かるようにちゃんと出してください。「すぎなみの道づくり」のどの部分を保留にして、どの部分をちゃんと継承すると。さっきの継承性ということがありましたけれども。主要生活道路に対する考え方は変えませんか、そんなようなことをちゃんと説明しないと、都合よくつまみ食いしているような印象を受けかねないなという気がします。

私ばかり長くしゃべって申し訳ございません。細かいところでもっといろいろあるところは、私のほうも時間の余裕にもよりますけれども、それはまた別途パブコメなどの方策を使ってお伝えするとして、大きく気になっていることについて今、申し上げましたので、何かコメントがあればお聞かせいただきたいと思います。

村上会長職務代理 担当課長、どうぞ。

野澤都市企画担当課長 まず今回の分野の構成というところからご説明させていただければと思うのですが、今回のまちづくり基本方針の改定の考え方、ゼロカーボンシティ実現のためにどのような取組を進めるべきなのかということをつかりやすく明記していこうということがあるのですが、ただ、ゼロカーボンシティを実現するためにはその取組だけを進めるというよりも結果的に取り組んだ内容がゼロカーボンにつながるということも考えられます。まちづくりの取組はトータルで考えたときにはゼロカーボンシティの実現につながっていくだろうということをつまづは区民の皆様と共有するということが目的にするために、今回、一番最初、冒頭に「ゼロカーボンシティを目指すまちづくり」という項目を入れて、それら各分野の内容というのは相互に連携しつつ、その連携した内容が結果的にゼロカーボンシティの実現につながっていくのだということをつまづ大上段に掲げた上で、各分野ごとにどのような取組を進めていくのかという構成でこのような形にまとめたというところがございます。

次に、都市計画道路のお話がありました。都市計画道路につきましては、このまちづくり基本方針の基本的な改定の考え方でもご説明さしあげたとおり、このまちづくり基本方針は都市計画マスタープランとしての性格がございます、その都市計画マスタープランは区が定める基本構想に即した内容とすべきだと位置づけられてございます。

杉並区の基本構想におきましては、防災の視点等においても都市計画道路の必要性を否定しているものではございません。そのため、区といたしましては、都市計画道路の必要性は大前提と考えてございますので、今回、まちづくり基本方針におきましてその必要性を、基本構想と整合を図るということもございまして、否定しているものではございませんが、ただ、個別具体的な路線につきましては、事業認可を取得したところ、取得していないところということで、見直しております。

また、先ほども改定のポイントとしてご説明さしあげましたが、今回、簡潔

な表現であったり見やすさ、分かりやすさ、読みやすさ、そのようなところをポイントとして考えてございました。

そのため、地域別方針を見た際にも、地域の特徴をより分かりやすく、これを読んだ人に分かりやすく示すためにはどうしたらいいのだろうということも庁内で検討してまいりまして、その中で地域特性をうまく表現するためのレーダーチャートをお示しすることが1つの分かりやすさの視点となるのではないかと考えて取り入れたものでございます。

また、表現等につきましても、確かに簡略化しているというご指摘のところもございますので、その辺も含めまして、あと2か月強ございますので、頂いたご意見も踏まえまして、よりよいものになるよう、検討を進めていきたいと思っております。ありがとうございます。

村上会長職務代理 市街地整備課長、どうぞ。

土田市街地整備課長 補足になるのですが、レーダーチャートですけれども、88 ページ、こういった指標ということで説明があるのですが、もとになっておりますのが 89 ページの中ほどに記載がございまして、出典というところで「すぎなみのまちの動き～土地利用現況調査の分析～」という既存のものがございまして、これを掲載しているということになってございます。

お話のありましたとおり、防災の環境の状況を測るためにこういった指標が適切かどうかということにつきましては、確かにご指摘の部分は検討しなければいけないなと感じるところでございまして、これは 31 年のものでございますので、今、最新の調査をして、分析の作業をしているところでございますので、新しいものを作成するに当たってはご指摘の点も含めて新たに更新したいと考えてございますので、今回のこのチャートについては 31 年のものを使っているということでご理解いただければと思います。

村上会長職務代理 河島委員、どうぞ。

河島委員 最初のゼロカーボンのお話なのですが、岸本区長さんがおっしゃるような、本当にCO<sub>2</sub>収支がゼロになるかどうかというところをデータで捉えていこうとするには、相当プログラムをちゃんとつくって、どういう方法論を活用してやるのか。そういう体系的な取組が必要であって、各分野、みんなそれぞれ頑張ってくださいという定性的な話では岸本区長のおっしゃるような形にならないわけですよ。定性をどんなに積み上げたってゼロになるかどうか分からないわけですから、それはちゃんと、それを区政の基軸に据えるというなら、その取

組のやり方というのを提示していただく必要があるのではないか。そのところが決定的に、この半年、何をやっておられたのだろうかという気すらするぐらい今回進展がないと私は思います。

それから、今、都市計画道路のお話で、基本的に都市計画道路の全体的体系についてまで否定するものではないと。その必要性は大前提とした上で、区を取組として事業を今、進める状況にあるのかどうか。そういったことを踏まえて少し取組の考え方を変えているのだと。多分、そのような趣旨かなと。

そのことで若干私はほっとしたところがあって、都市計画道路の話というのは、決して区は東京都が言ったものをそのまま押しつけられたという性格のものではなくて、東京都と各自治体が協働して取り組んだ再検討なり、あるいは優先整備路線の選定の作業とかそういうものの結果として今の取組があるわけです。

ですから、都市計画道路の路線としての必要性みたいなものまで否定しようとすると、東京全体のネットワークを杉並区で穴をあけるような話になりかねないわけで、そこまでもしおやりになろうとするならば、これはこれでそれなりのことをやっていただかない限り、到底東京都のほうも受け入れることはできないし、隣接する自治体だって「今までやると言っていたのにやらないのか」ということになる。

だから、体系の維持という話と、事業を今やれるのかやれないのか、やろうとするのかどうかという話はきちんと分けて取り組んでいただきたい。今の説明では、私はそれができる、そういうことだと受け止めましたけれども、その点はぜひそういうふうをお願いしたいなと思います。

それから、具体性に欠ける記述というので例を挙げておいた方が分かりやすいかなと思うのですが、123ページ、高井戸地域で「環八通り等の沿道型土地利用の推進」。この辺りで、現行の記述では「甲州街道沿道については」というような話とか、ここでは対象地域がはっきりしないところもあるのですが、方策の部分で、井の頭通り沿道では「魅力的な沿道景観の形成を図ります」と書いてあるのですが、現行の制度では「後背の住宅地に配慮した建築形態、近隣商業等と住宅が調和する土地利用を図り、屋敷林や農地のみどり、新たな沿道型商業施設の立地を活かした、魅力的な沿道景観の形成を図ります」。どうやったらできるのだろうかというあたりが、ここまで簡略化してしまうと、単に叫んでいるだけみたいなことになりかねないというのがここで感じたこと。

それから、ほかのところでも、比較的、町丁目を挙げて、この町丁目ではこういう特性があるからこうだという記述があるのが、今回かなり、町丁目、対象地区の明示というのを至るところでなくしたりしているところがあって、これは何でだろうと。それでは分からないだろうという気がした部分もあります。一応、私の意見の補足としてお話をしておきます。

星野都市計画道路担当課長 都市計画道路担当としてお話しさせていただければと思います。

委員おっしゃるとおりだと思ってございます。都市計画道路につきましては、これまで東京都と区市町と一緒に、計画的、効率的に進めるために、おおむね10年ごとに事業化計画を立てて進めてきているということは、もはや委員には釈迦に説法ですが、ということで基本構想で示しています。

今回のこの都市マスでも、杉並区が都市計画道路自体の整備はほかの自治体に比べても非常に進んでいないというところを前提に立てておりまして、確実に進めていく必要がある。ここは全く変わっておりません。「すぎなみの道づくり」についてもこれに基づいて生活道路もそうですし、都市計画道路も進めているところですよ。

ただ、前回の都市マスと大きく違っているのは、まず杉並区が2路線、事業着手したということです。西荻の132号線と高円寺の221号線について今回、この10年を見た都市マスの中でしっかりとここについては進めていくのだというところで、この2路線を重点的に進めますよという言い回しになっています。

ただ、そのほかは進めないのかというのがこの簡潔すぎる言い回しによって少し誤解を生じているような気も私もいたしますので、ここは少し訂正する必要があるのではないかと。

今度、第5次事業化計画が令和8年から始まります。それに向けて東京都と区市町が来年から検証をスタートしてきます。それによって今度、杉並区が優先整備路線をどういう路線にするかという検討も始めてまいります。なので、今回、ここでは優先整備路線、旧の、今現在のものをそのまま載せることはやめました。なので、確実な2路線は書いておりますが、それ以外のところは一旦ここでは載せていないということが正直なところですよ。それによって少し分かりにくくなってしまうのかなというところなので、体系的な部分、基本構想の理念、そういったところでは一切変わっていないところをご承知いただきたいと思っております。

村上会長職務代理 よろしいですか。ほかに。

環境課長、どうぞ。

近藤環境課長 一番最初の委員のご指摘の中で、岸本区政の中で温暖化対策が見えないのではないかというお話があったことにつきまして、私からご答弁申し上げたいと思います。

現在「杉並区地球温暖化対策実行計画」をCO<sub>2</sub>の削減、温暖化対策ということで計画化を進めておるところです。ご指摘の中にありました、具体的なCO<sub>2</sub>の削減量というのが、なかなか精緻で取ることは難しいと考えておりますけれども、具体的な数値をなるべく示して、削減に向けた努力を一步でも進めてまいりたいと考えております。

これから所要の手續を取りまして、議会への報告、パブリックコメントを経て計画化を進めているところでございます。

村上会長職務代理 今の課長がお答えになった地球温暖化実行計画について、この基本方針に書いてありますか。

近藤環境課長 この計画の中には、計画まちづくりのお話ということでやっておりますが、別途、計画をつくって区政で進めてまいるということでございます。

村上会長職務代理 それは基本構想に載っているのですか。

近藤環境課長 基本構想には計画名の具体的な名前とか、そういったことについては載ってございません。ただ、令和3年11月に策定しましたゼロカーボンシティ宣言の理念に基づいて、2050年までに排出量をゼロにするという取組を進めていくための実行計画ということでご理解いただければと思います。

村上会長職務代理 分かりました。

河島委員、どうぞ。

河島委員 そういう実行計画をつくって、今はまだ中身は間に合わないけれども、その実行計画に基づいてこれから展開していきますというのはとても重要な話ではないですか。何でそれを区役所の方が自分たちの中にとどめて、こういうまちづくりの方針に明記しようとしませんか。それは当然明記して当たり前ではないですか。すごく今、議長が感じたのと同じような疑問を私は感じました。

村上会長職務代理 それでは、これは意見ということで。

小松環境部長 ご意見ありがとうございました。今回の方針案は、ゼロカーボンシティを目指すといった大きな取組に向けての方針が、各分野と連携しているというところをお示ししているものでございまして、当然ながら環境分野もまちづくりの分野も連携して進めさせていただく。そういった中で環境基本計画も当然連携

を図りながら、そしてその下位計画である温暖化対策実行計画も連携を図りながらやっていくというところでございます。

今回の方針案につきましては、そういった意味で大きなところでゼロカーボンシティとの方針と連携を図るとお示したところでございますが、今頂きましたご意見、今後の検討にさせていただきたいと思っております。

村上会長職務代理 では、検討事項ということでよろしくお願ひいたします。

そのほかにご意見ございますか。

北委員、どうぞ。

北委員

区長が代わりまして、ゼロカーボンシティ、カーボンニュートラルという話が前面に出てまいりまして半年間がたつわけですが、そのときに私も質問をいたしました。さっき議論がございましたが、このカーボンの数値化をしっかりとっていくという話もあったと思います。これを読ませていただきまして、これは区長が言っていたことからすると、かなりトーンダウンしているのではないかと思うのですけれども、区長はこれに納得しているのかなというのが1つ疑問でございます。

カーボンニュートラルですから、温室効果ガスを排出することを抑制していくということはしなければいけないのですが、僕はずっと言っていますけれども、吸収する側もしっかり考えていかなければいけないと思っております。令和3年10月1日に施行されましたが、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」ができて、木材利用を促進することによって森林の環境、今の日本の森林の環境が危ぶまれておりますが、それを再生していくということ。これも関連して、しっかりと杉並区内で木を使っていくということが非常に大事だと思うのです。

今、森林がどんどん高齢化して行って、二酸化炭素を吸いにくくなってきておりますよね。それは環境整備することによって、二酸化炭素を吸う側の森林がどんどん環境整備されてくればCO<sub>2</sub>をいっぱい吸ってくれるわけですよね。それは日本全体の話かもしれませんが、杉並区としては木材利用をしっかりと促進していくところが環境、そういった温暖化防止に進んでいくというふうにこれはずっと訴えているのですが、そういう大きな大事な視点がかかり抜けているのではないかなと私は思うのですが、いかがでしょう。

村上会長職務代理 担当課長、答えられますか。

野澤都市企画担当課長 まず初めに、7月15日に区長が考えを示されて以降、庁内でもいろいろ

検討してまいりました。実際に、まちづくり全般にわたり、全てのCO<sub>2</sub>の排出量を細かく計算するというのは、全国的にもそういう計算ができるソフトが出てきたりだとか、技術が上がってきているということがある一方、それを細かくやるというのは難しいのではないかと。

ただ、CO<sub>2</sub>の排出を抑制するということに関しましても、今は施行技術がいろいろ上がってきているという中で、具体的に今現在、全てを数値化して示すということは難しいかもしれないけれども、まちづくりに取り組むに当たってはその視点をしっかりと持って、今後、行政として進めるべきだろうという考えから、現内容に基づき、区として意思決定し、区長も把握した上で、杉並区の案としてパブコメを行っているところでございます。

村上会長職務代理 環境課長。

近藤環境課長 ご意見ありがとうございます。ご指摘のございました、植物のCO<sub>2</sub>の吸収といった視点を先ほど私のほうでご答弁申し上げたとおり、地球温暖化対策実行計画に基づくそれぞれの施策といった中で生かしてまいりたいと考えてございます。

村上会長職務代理 河島委員、どうぞ。

河島委員 木造の話が出たので、ちょっと細かすぎるかなと思ってさっき言わなかったのですが、109ページに、阿佐谷地域、ほかにも出てきますが「木造住宅密集地域等の解消を図る防災まちづくり」の囲みの中に「中低層の非木造共同住宅を中心とした土地利用の誘導」と書いてあるのです。

でも、この非木造でつくるのだというのは、木造は燃え草だと考えられていた時代の表現です。今、皆さんもご承知の方が多いかもしれませんが、木造で高層住宅をつくるようなことも行われている。それから、新たな防火地域の制度の中では、準耐火建築物で一般的な住宅をつくる、そういう制限を加えていますが、今、準耐火建築物は木造でちゃんとできます。

だから、「非木造共同住宅」というのはとても適切ではなくて、これは中低層の、例えば「耐火性のある共同住宅を中心とした土地利用の誘導」、「耐火性がある」ということになれば、これはコンクリート系もちろん、鉄骨でそういう外壁を耐火性のあるもので覆ったものもオーケー。それから、木造で同じように耐火性をきちんと評価されて、耐火時間が確保できるもの。これでもオーケーということになりますので、今の話に触発されましたので、この「非木造」はやめたほうが良いと思います。

村上会長職務代理 管理課長、どうぞ。

花岡管理課長 委員のご指摘、もっともでございます。今は木造住宅でも耐火建築ができる時代ですので、ここは委員がおっしゃられたような、耐火性の高い建物というような表現のほうが正しいかなということですので、検討させていただきたいと存じます。

村上会長職務代理 よろしいですか。そのほかご意見ございますか。

野垣委員、どうぞ。

野垣委員 私は説明会について伺いたいののですが、先週、井草、西荻、荻窪と3か所で説明会を行われたと思うのですが、そこで出された主な意見や質問と、それに対する区の回答があれば紹介してください。

村上会長職務代理 都市計画担当課長。

野澤都市企画担当課長 3地域で行いました説明会でございますが、井草地域におきましては、地域の課題となつてございます西武線の構造形式に関する質問等がございまして、区といたしましては事業主体である東京都にしっかり伝えていこうという回答をしております。

次に、西荻地域におきましては、都市計画道路の在り方に関するご質問等がございまして、そちらについては認可区間ではしっかり進めていきますが、住民との合意形成を図りながらやります、ということも回答させていただいている他、8つの分野で幅広く、グリーンインフラの話だったり、ゼロカーボンの話だったり、ご質問、ご意見を頂いているという状況になってございます。

最後に、荻窪地域につきましても、様々なご意見、ご質問がございましたが、やはりこちらの地域の課題で挙げられる南北連絡動線の充実というところのご意見が寄せられてございまして、こちらに関しては中長期的な課題であつて、その周辺の建物の機能更新等に合わせて区としてはしっかり取り組んでいくというような回答を差し上げたところでございます。

村上会長職務代理 野垣委員。

野垣委員 各会場の参加者数はどうなっていますか。

村上会長職務代理 担当課長。

野澤都市企画担当課長 井草地域におきましては、説明会が14名、パネル展示が12名。西荻地域につきましては、説明会が25名、パネル展が6名。荻窪地域では説明会が20名、パネル展が6名という参加状況となっております。

村上会長職務代理 野垣委員。

野垣委員 パネルだけ見て説明会には来ていない人もいたということですか。

村上会長職務代理 担当課長。

野澤都市企画担当課長 詳細まで全部確認は取れていないのですが、延べ人数と捉えていただければと思います。

村上会長職務代理 野垣委員。

野垣委員 説明会の日程ですが、全て平日の夜で、12月15日にこれは広報とかホームページで告知されたと思うのですが、議会とか審議会には、説明会は1月としか報告がありませんでした。土日開催という検討があったのかどうかというのと、もしあったのであれば、なぜ土日にできなかったのか理由を伺いたいのですが。

村上会長職務代理 担当課長、どうぞ。

野澤都市企画担当課長 区民の皆さんが参加しやすい環境を整えるということで、土日の開催も検討してまいりました。しかしながら現在、区内7地域で開催してございますが、7地域ごとに様々な地域ごとのテーマが取り上げられることも想定できまして、そうした場合に、7地域それぞれ土日開催となりますと、現実的に会場の都合であったり、運営の面であったりというところで、ちょっと厳しいという判断をしたところでございます。

村上会長職務代理 野垣委員、どうぞ。

野垣委員 説明会は多くの住民にこの方針案を示して、意見聴取をするというのが目的だと思うのですね。ただ、それにもかかわらず、平日夜のみの開催というのは、ちょっと無理があったのかなと思っていて、私はこの策定スケジュールが、毎回言っているのですが、タイトであるがゆえに説明会の開催が、土日はできないとか、1週間で4回やるとか、すごく超タイトだと思うのです。本末転倒だなと思っているのですが、平日の夜のみの開催ということに対しては、認識はどのなのでしょう。

村上会長職務代理 担当課長、どうぞ。

野澤都市企画担当課長 先ほども申し上げたとおりの理由から平日の7会場で行うと判断したものでございますが、多くの方々に参加していただきたいという考えもございますので、やむを得ず参加できない方向けに、本日皆様にも視聴いただきましたが、区の公式ホームページにおきまして、説明会と同様の動画を公開することで内容の理解につなげ、ご意見が出やすい環境を整えているというところでございます。

村上会長職務代理 野垣委員。

野垣委員 説明会に参加できない方の意見も聞いていくというか、そういうのも大事だと思うのですが、今後、4か所で開催予定ですが、各会場の定員が50名と書いてあって、参加は1人1回まで。今週以降は、さっきそれぞれの地域の参加者を聞いたのですが、もっと参加者を増やす取組が必要なのではないかなと思っていて、申込み制ではあるのですが、空きがあれば当日参加も認めますよということホームページに書いてあることは評価したいと思うのです。

平日の夜なので、どのようになるか分からないのですが、定員にもし達した場合でも参加を保障するために、可能な限り例えば第2会場を設定するなどの対応を求めたいのですが、いかがでしょうか。

村上会長職務代理 担当課長、どうぞ。

野澤都市企画担当課長 今週は明日から4日間開催する準備をしているところでございまして、実際にどのぐらい集まるかというのは分からないところではございますが、例えば第2会場を設けた場合、第1会場で行っていた説明会の内容をどのように音響で伝えるのかだとか、そもそも会場の空きの都合はどうなっているのかといったところもいろいろ検討していかなければいけない課題であると思いますので、そのような対応は難しいかなと思ってございます。

村上会長職務代理 今の担当課長のご返事の中で、申込みが定員以上にオーバーしているところはあるのですか。

野澤都市企画担当課長 現在の申込み状況は、定員50名に対しまして、全て定員以下となっておりますので、当日の参加を可能としてございます。

村上会長職務代理 ということなので、第2会場のことというよりは、  
どうぞ、野垣委員。

野垣委員 もちろんそれは分かっているのですが、それ以上に達したら、当日お断りすることもありますと書いてあるので、今の質問をしました。

次の質問に行きます。説明会で出された意見や質問というのは、今後どのように結果報告というか、周知をされる予定なのか伺います。

野澤都市企画担当課長 こちらの内容につきましては、今週残り4回開催後、区の公式ホームページ等で寄せられた意見であったり開催状況というのを区民の方々にお知らせしたいと考えてございます。

村上会長職務代理 よろしいですか。まだありますか。

野垣委員 説明会ではファシリテーターという方がいて、参加者の意見をホワイトボー

ドにメモしていくような形式だと聞いています。

区の説明会においてはこういったのは初めての取組だと思っていて、ちょっと伺いたいのですが、このファシリテーターの役割と、ファシリテーターをどういう人をお願いしているのか。それから、この形式におけるメリットやデメリットがあれば伺います。

村上会長職務代理 担当課長。

野澤都市企画担当課長 ファシリテーターの役割としましては、当日の議事進行としてございまして、具体的には参加された方の質問であったり、区側からの回答を中立的にかみ砕いて分かりやすいようにまとめ、参加された方々の理解を促すということを役割として担っていただいております。

こちらにつきましては、まちづくりコンサルタントと契約をしておりますが、メリットとしましては先ほど申し上げたとおりでございます。デメリットにつきましては、参加された方には自分のまちに対する思いを述べたいとか、そういう方も中にはいらっしゃると思いますので、そういうところで説明会の場で述べられない可能性があるというところはデメリットの1つかなとも考えてございます。

村上会長職務代理 よろしいですか。まだありますか。

野垣委員

既に参加された方から、私に寄せられた感想とか意見があつて、紹介したいのですが、まず井草会場に参加した方から、驚いたのは井荻から西の高架化決定、これは西武線の連続立体交差の話だと思うのですが、高架化決定を参加者のほとんどが理解していなような点という声があつたのですね。

私は野方・井荻間の連立の構造形式について、地下化を求める声というのを紹介してきたりしたのですが、事業者は東京都と西武鉄道ということで、これまで区もいろいろな案とか決定の周知をしてきたと思うのですが、今後、下井草駅周辺まちづくりと併せて、さらにこの辺の周知に努めていただくよう要望したいのですが、いかがでしょうか。

中谷鉄道立体担当課長 委員ご指摘のとおり、井荻駅から西武柳沢駅間の都市計画決定の概要につきましては、これまでも沿線まちづくり通信などで情報の周知を図ってまいったところでございますが、今後も様々な機会を利用しまして、よりその周知に努めてまいりたいという考えでございます。

村上会長職務代理 今の議題はまちづくり基本方針についての議論でございますので、そこどころに絞っていただいて、ご意見、ほかにございませんでしょうか。

野垣委員 私、説明会の話ですので、関連しておりますので、質問をまだ続けたいのですが。

村上会長職務代理 そうですか。では、どうぞ。

野垣委員 よろしく申し上げます。今の答弁なのですが、周知していただきたいということで。

村上会長職務代理 意見がいろいろ出ているので、まとめた形で質問していただけますか。

野垣委員 まだ6個ぐらいあるので、なるべくまとめます。分かりました。

では、続けます。逆を返せば、この西武線の連立事業とか、まちづくりに関して今まであまり詳しくなかった方というのが新たに説明会に参加してくれたと前向きに捉えることもできると思うのです。議会としてもこの問題を区民に引き続き周知していくという努力をしたいと思います。

それから、荻窪会場に参加した方から、岸本区長に来てほしかったという声結構あって、岸本区長が1月10日にツイッターで、この7地域説明会の日時を記載して「3回出席します」と書いていたと思うのですね。どの会場に岸本区長が出席するかというのは決まっているのか。

村上会長職務代理 担当課長、どうぞ。

野澤都市企画担当課長 今後の説明会について、現時点でございますが、阿佐谷地域、高円寺地域の出席を予定してございますが、あくまで予定でありまして、公務等の都合により欠席となることも考えられます。

野垣委員 では、西荻、高円寺、阿佐谷。西荻は既に開催されて、出席をされているので、その3か所ということでよろしいですかね。区長の公務の関係で、年始ということもあって、確かに全ての会場の参加は難しいかもしれないのですが、こういう、来てほしいという住民の意見がいろいろな会場であったということも認識していただいて、今後の運営に工夫していただきたいと思います。

それから、都市マスの方針案に対する意見なのですが、12月12日に都市環境委員会があったので、ある程度お伝えはしたところなのですが、特に、先ほども言いましたけれども策定スケジュールについて、ちょっとタイトかなと思っていて、十分な策定時間、3月に都計審に諮問とありますが、十分な期間を取ったほうが良いと。説明会のスケジュールとの関係でもそのように求めたいと思います。

それから、都市計画道路の記載のところですけども、事業認可された区間とされていない区間と分けて記載してあるのですが、全区線において事業認可

された区間であっても、住民意見に基づいて、この事業を廃止とか停止とかという見直しは可能だと思うので、ぜひ 132 号線と 221 号線の 2 路線、早急に検討していただきたいということです。

それから、さとことブレストが開かれていたと思うのですが、これは 12 月からやられていて、このさとことブレストで出た意見とか、住民説明会に参加された方とかぶっているかもしれないのですが、こういった開催の結果とか住民意見もぜひ方針に反映できると思うのでお願いしたいと思います。

それから、「阿佐ヶ谷駅北東地区まちづくり」なのですが、この間、私がお伝えしたのは「屋敷林」という表記のところ、方針では 111 ページの「阿佐ヶ谷駅北東地区まちづくり」なのですが、屋敷林が伐採されているので、この「屋敷林を含む区域については」という 3 つめの丸ですね。これはどうなのかというので訂正を求めています。

それから、施行者会でもうちょっと、新たな病院のみどりの創出だけではなくて、代替えとなる緑地とか動植物を保全するための取組をしていただきたい。ツミという猛禽類の、この地域にいる希少な動物が去年は子どもを産まなかったということを私も調査してわかったので、その辺も考えていただきたいなということです。

それから、パブリックコメントが開始されていますね。12月15日から1月31日まで。これもスケジュール的なことになってしまうのですが、方針案が都計審に報告がないままパブリックコメントが開始されたことについては、多分、ほかの自治体ではあまり考えられないことなのではないかと思っています。

骨子案が出されても、そこから変わっていることとかもあつたりするので、都市計画審議会を軽視しているのではないかと思うのですね。本来は議会で報告して、都計審にも報告して、住民説明会、パブリックコメントなどをやって、それで都計審に諮問、答申となると思うのですが、これは委員長が参加できないということが理由に、本来あるべき手続を踏んでいないのではないかと。委員全員の了承ということにはなっていないかと思うのです。こういった手続を軽視することのないように抗議したいと思っていますが、ここだけ答弁をお願いします。

村上会長職務代理 担当課長、答えられますか。どなたが答えられますか。

野澤都市企画担当課長 今回の手続、進め方について、都市計画審議会の委員の先生方に事前にご報告していなかったというところでございますが、まずこちらの案につきま

しては最終的には都市計画審議会に諮問、答申を経て、区が行政計画として定めるものとなっております。そうした観点から、まず区の内部で意思決定を取り、方針案を固め、議会にご報告させていただいたという手続となっております。

ただ、一方で、こちらは審議会を軽視しているということではなく、あくまで今現在は案の報告となっております。そのため、こちらで報告させていただいた内容で、今、様々なご意見を承っておりますが、それらの意見も踏まえて最終的に区として方針を固めていき、その方針の内容で審議会に諮問していきたいと考えておりますので、手続上、確かに事前に報告があってもよかつたのではないかとのご意見もあるかと存じますが、法定の手続に不備があったとは捉えてございません。

村上会長職務代理 それでは、ほかにご意見はないでしょうか。

では、堀部委員だけ。簡単にお願ひいたします。

堀部委員 1点だけ確認したいと思います。エイトライナーについてです。冊子で言うと56ページになります。

前回のまちづくり基本方針では、エイトライナーについては早期実現ということが強く打ち出されておりました。今回、この記載を見ますと、早期実現という表現が意図的に消えていると受け止めているわけなのですが、別で今、パブコメをやっている地域公共交通計画のほうを見ると、こちらには非常に早期実現ということが強く打ち出されているのですが、その辺りはどんなふう解釈したらよろしいですか。どう受け止めてよいものですか。

尾田交通施策担当課長 早期実現という表記について、整合に関しては今後の課題とさせていただければと思っております。平成25年の都市マス以降、平成28年に国の方の交通政策審議会にて答申を受けておまして、実現に向けては取組を進めておりますので、表現についてはまた改めて調整させていただきたいと思っております。

堀部委員 そうすると、JR京葉線の中央線方面延伸の件も同じように受け止めていいのですね。要するに、今後の課題ということで、そこは検討すると受け止めていい。

尾田交通施策担当課長 京葉線に関しましても、同じく平成28年で答申を受けておりますので、同様と考えていただいて差し支えございません。

堀部委員 ありがとうございます。

村上会長職務代理 それでは、審議は皆さん、たくさんご意見を頂いて、2時間以上かかっておりまして、定刻に迫っておりますが、よろしいでしょうか。今日は報告事項ですので、採決は必要ないので。

それでは今日の議論はこれまでといたしまして、事務局から連絡事項がありましたらお願いいたします。

花岡管理課長 本日も貴重なご意見を賜りまして、ありがとうございます。

最後に、次回の都市計画審議会の日程でございます。令和5年3月17日の金曜日、午前10時から開催を予定しております。改めて、日程が決まりましたらご連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。私からは以上でございます。

村上会長職務代理 それでは以上で本日の議論は全て終了いたしました。これで第202回の都市計画審議会を閉会いたします。皆様、お忙しいところありがとうございました。

(正午 閉会)